

# 自家用車両業務使用規程

山梨県社会保険労務士会

# 自家用車両業務使用規程

## 第1条（目的）

この規程は、山梨県社会保険労務士会（以下本会という）の会員が会務のため出張又は会議への出席等のため、自家用車両を業務使用する場合の取扱いについて定めたものである。

## 第2条（自家用車両の定義）

この規程において「自家用車両」とは、会員が保有し、または他から借用している4輪又は2輪の車両で、道路交通法に基づき運転免許を要するものをいう。

## 第3条（業務使用のための基準）

自家用車両の業務使用を行うためには次の基準を満たしていないとならない。

- (1) 有効な運転免許を保有していること
- (2) 次に掲げる自動車保険に加入していること
  - 対人賠償保険 無制限
  - 対物賠償保険 無制限
  - 搭乗者傷害保険又は人身傷害保険 3,000万円以上（1名につき）
- (3) 自家用車両を業務に使用する日数が1ヶ月あたり15日以上である場合は、自動車保険の使用目的が業務使用又はこれに準ずるものであること

## 第4条（遵守事項）

自家用車両の業務使用する者は、次に掲げる事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法を遵守し、安全運転を行うこと
- (2) 飲酒運転、暴走運転等をしないこと
- (3) 心身の故障または疲労しているときは運転しないこと
- (4) 違法改造車、不正改造車等により会務を行わないこと
- (5) 日常より自家用車両に異常等がないか、点検・整備を行うこと
- (6) 自動車が故障したとき又は異常を発見したときは、直ちに運転を中止して適切な措置等を講じること
- (7) 運転中に携帯電話を使用しないこと、ただしハンズフリーを除く
- (8) 交通事故が発生したときは、法規に定められた措置を迅速に講じるとともに、直ちに警察、本会、保険会社等に連絡すること

## 第5条（本会の費用負担）

自家用車両の業務使用につき、本会は旅費規程および謝金等支払規程に基づく交通費のみを支給するものとする。

## 第6条（会員の費用負担）

自家用車両の業務使用につき、会員は次の費用を負担する。

- (1) 車両整備費（消耗品の交換代金を含む）
- (2) 自動車保険の保険料および事故発生後の保険料増額分
- (3) 事故が発生した場合の自動車保険では賄えない費用
- (4) 交通違反の反則金、罰金等

## 第7条（事故責任）

業務上で自家用車両を利用した際に、交通事故や不可抗力により自家用車両または搭乗者および相手方に被害が発生した場合には、自動車保険で処理し、会員の責任において損害賠償や車両の修理を行わなければならない。

2 事故を発生（道路交通法違反を含む）させた場合には、会員の責任において事故処理を行わなければならない。

## 第8条（免責事項）

本会は、次に掲げる事故については、一切責任を負わない。

- (1) 本人の故意又は過失により発生した交通事故
- (2) 本規程に違反して発生した交通事故

- (3) 本人の故意又は過失による自動車の盗難、損傷
- (4) その他、前各号に準ずる事故等であって、本会が責任を負うことについて相当ではないと判断されたもの

#### 第9条（課金の負担）

自家用車両を業務で使用しているときに生じた交通事故・交通違反について課せられた罰金、科料、反則金等の課金は、すべて会員の負担とする。

#### 第10条（使用の禁止）

会員が次のいずれかに該当するときは、自家用車両の業務使用の許可を禁止することがある。

- (1) この規程に違反したとき
- (2) しばしば交通法規に違反したとき
- (3) 故意又は重大な過失によって交通事故を発生させたとき
- (4) その他自家用車両の業務使用につき適格でないと認められるとき

#### 第11条（交通事故発生時の運転者の措置）

業務上または通勤中に交通事故が発生した場合には、運転者及び同乗者は次の措置を取らなければならない。

- (1) 直ちに運転を中止し、負傷者のある場合は、ほかの損害に優先して負傷者の救護にあたり、応急処置や救急車の手配等の措置をとること
- (2) 続発事故を防止する措置をとるとともに、警察署に事故の通知をし、指示があればそれに従うこと
- (3) 軽微な事故であっても必ず本会に連絡すること
- (4) 事故の相手がある場合は、その住所・連絡先・免許証番号・車両登録番号等を聴取しておくこと

#### 第12条（本会への賠償）

会員がこの規程に違反して事故を起こした場合、または会員の故意若しくは過失による事故によって本会が損害を受けた場合は、会員は本会が受けた損害を賠償しなければならない。

#### （付則）

本規程は令和6年4月1日より施行する。